

食品安全委員会プリオン専門調査会

第92回会合議事録

1. 日時 平成27年7月2日（木） 14:00～15:31
2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）
3. 議事
 - (1) めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価について
 - (2) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
村上座長、門平専門委員、筒井専門委員、永田専門委員、中村優子専門委員、八谷専門委員、水澤専門委員、山本専門委員、横山専門委員
 - (食品安全委員会)
佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、堀口委員
 - (説明者)
厚生労働省 三木輸入食品安全対策室長
 - (事務局)
姫田事務局長、鋤柄評価第二課長、高崎評価調整官、田中課長補佐、本山係長、大快係員、大西技術参与、小山技術参与
5. 配布資料
 - 資料1 山羊におけるBSEの野外発生例について
 - 資料2 めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る評価書（骨子案）
 - 参考資料1 食品健康影響評価について
「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて」
 - 参考資料2 オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて（一部改正）
 - 参考資料3 OIE総会概要
 - 参考資料4 【OIE情報】アイルランドにおける牛海綿状脳症（BSE）の発生について

6. 議事内容

○村上座長 それでは、ただいまから、第92回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は9名の専門委員が御出席でございます。欠席の専門委員は、堂浦専門委員、中村好一専門委員、福田専門委員、眞鍋専門委員、山田専門委員の5名でございます。

さらに、食品安全委員会からは5人の委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第92回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○田中課長補佐 まず、クールビズということで5～10月末までの間、服装の軽装を励行させていただいておりますので、御協力をよろしくをお願いいたします。

また、報道もされておりますけれども、7月、8月は夏の生活スタイル変革ということで、政府を挙げてゆう活、朝早く来て夕方早く帰るといった取組を行っておりますので、紹介させていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただく前に、先般、食品安全委員会の委員の改選がございましたので、その報告をさせていただきます。

このたび、食品安全委員会委員長に就任いたしました佐藤委員長でございます。

○佐藤委員長 どうも佐藤でございます。前期の3年が終わりまして、昨日2期目の辞令をいただいたところでございます。それとともに委員長を拝命しまして、重責を感じておる次第です。これまでに引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中課長補佐 続きまして、委員長代理に再任となりました山添委員長代理でございます。

○山添委員 山添でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中課長補佐 続きまして、引き続き委員を務めます熊谷委員でございます。

○熊谷委員 まだもう少し任期がありますので、もうしばらくお付き合いをよろしくお願いいたします。

○田中課長補佐 続きまして、新たに委員に就任いたしました吉田委員、堀口委員でございます。

○吉田委員 吉田でございます。今回、新任としてお伺いすることになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。出身は獣医で、専門は毒性学でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀口委員 初めまして、堀口と申します。非常勤で就任させていただきました。リスクコミュニケーションを推進していくために働きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中課長補佐 また、このほか、本日は欠席でございますが、石井委員と村田委員が再任となりました。

それでは、引き続き配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は議事次第

にございます資料になります。

資料1、資料2、参考資料1～4、以上の資料を用意いたしております。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机の上にファイルを用意しておりますので、必要に応じ適宜御覧いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合はこの会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上です。

○村上座長 それでは、事務局から平成15年10月2日、食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2（1）に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 それでは、提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について、振り返りたいと思います。

まず、諮問事項「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」について、厚生労働省から諮問内容について、事務局からBSE発生状況について、それぞれ説明が行われました。評価手法及び今後の審議の進め方については、私から提案をし、評価手法については平成24年10月の評価書と同様として、米加仏蘭、アイルランド、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマークと同様、まずは諮問内容1及び2の規制閾値が30か月齢までの部分を審議することになりました。

また、評価のたたき台については厚生労働省提出資料に基づいて起草委員に検討を依頼するとともに、スイスで確認されましたL型、H型とも異なる非定型BSEに関する情報について、資料の提出を依頼することとなりました。

続いて、諮問事項「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評

価」について御審議をいただき、評価書案を取りまとめました。この評価書案につきましては、6月16日の食品安全委員会への報告を経て、現在パブリックコメントの募集が行われているところでございます。

それでは、前回諮問説明のありました「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」の評価書たたき台の作成状況について、事務局から説明をお願いします。

○田中課長補佐 「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」につきましては、スイスで確認されたL型及びH型とは異なる非定型BSEの2症例に関する知見等について、6月8日付で補足資料の提出を厚生労働省へ依頼し、7月2日本日現在、厚生労働省から補足資料は提出されておられません。

また、評価書案のたたき台につきましては、現在、起草委員とともに厚生労働省提出資料の確認作業を行っているところです。今後必要な情報を確認の上、評価書案たたき台が作成でき次第、専門調査会で御審議いただきたいと考えております。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事1を開始いたします。本件は6月5日に厚生労働省から、「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」についての諮問があり、6月16日の食品安全委員会で本専門調査会での審議を依頼されたものです。

最初に厚生労働省の三木輸入食品安全対策室長から、諮問内容等の説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○三木輸入食品安全対策室長 厚生労働省の三木でございます。

それでは、めん羊、山羊に関する諮問内容について御説明をさせていただきます。参考資料1を御覧いただければと思います。参考資料1の1枚目が諮問文でございます。内容につきましては、裏面の別紙でございます。ここに諮問の背景、趣旨、具体的な諮問内容について、今後の方針を記載しております。

まず、「1 諮問の背景及び趣旨」でございます。スクレイピーについてはここに書かれているとおりでございますが、BSEに感染しためん羊や山羊を臨床的にスクレイピーと区別できないということが論文等により指摘されていたという背景がありまして、我が国においては、平成16年からSRMの除去、BSE発生国からの輸入禁止、平成17年からはスクリーニング検査の実施といったような、めん羊、山羊についてのBSE対策を実施してきたところでございます。

牛については御承知のとおり、国内外のBSEリスクが低下している状況を踏まえまして、諸般の見直しを行っているところでございますけれども、めん羊、山羊のBSE対策についても現在のBSEリスクに応じた対策の見直しが必要であるということで、昨年5月に開催をされました薬事・食品衛生審議会のTSE部会で検討したところ、「2 具体的な諮問内容」にございますとおり、見直しの検討を行うことが適当であるとされたところでございます。

続いて、「2 具体的な諮問内容」についてであります。

「(1) 国内措置」につきましては、現在実施している12か月齢以上の全てのめん羊、山羊を対象とするスクリーニング検査を廃止した場合のリスクの比較ということでございます。SRMの範囲についても「全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸並びに12か月齢以上の頭部、脊髄及び胎盤」から、「12か月齢を超える頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓、回腸」とした場合のリスクの比較をお願いしたいと思います。

変更点につきましては、扁桃が全月齢から12か月齢超になるということと、全月齢の小腸、大腸が全月齢の回腸ということ。さらに胎盤については規定しないといった3点が主な変更点でございます。

続いて、次のページの「(2) 国境措置」でございます。「(1) 国内措置」の見直しに合わせまして、現行の輸入禁止から、BSE発生国又は地域のうち、食品安全委員会のリスク評価を受けた国からのSRMが除去された肉及び内臓等を輸入した場合のリスクの比較ということでございます。

「3 今後の方針」をここに書いておりますけれども、厚生労働省といたしましては、今回の諮問についての答申をいただいた段階で、その評価結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う予定というところでございます。詳細については次のページからの「めん羊及び山羊のBSE対策について」という資料で整理をさせていただいています。

めくっていただいて右下にページ番号が書いておりますけれども、2ページ目「世界のBSE発生件数の推移」ということで、これは2015年5月10日のOIEのウェブサイトでの確認をしたものであります。御覧のとおり、国内外のBSEリスクが低下をしていることが見てとれます。唯一、2015年の上から4つ目にアイルランドがありますけれども、これは先般BSEが発生しておりますので、この時点ではバーになっておりますが、現時点では、ここに1頭追加されることとなります。

3ページ目、飼料規制の状況です。めん羊、山羊につきましては、牛以外の反芻類となりますので、牛と同様の規制状況ということでございます。

4ページ目が「各国の特定危険部位 (SRM)」でございます。日本とEUで規制がされているという状況でございます。めん羊及び山羊が日本とEUのところに書かれておりますが、こういったSRMの規制をしているということでございます。米国、カナダ及びOIEについては規制がないという状況でございます。

5ページ目、と畜場におけるSRM除去について、お示しをしたものであります。国内での牛におけるBSEの発生を受けまして、平成14年からめん羊、山羊についてもSRM除去を指導してございまして、平成16年から法的に規制をしているというような状況でございます。流れにつきましては、4枚写真がございまして、左の上のほうから、背割りをした際にスクリーンを用いて脊髄、扁桃を回収する。内臓検査後、小腸、大腸といったSRMに該当する部位を1頭ごとにビニール袋に収納することになっております。ナイフ等で脊髄の除去も行うということで、このバケツに入ったものを毎日あわせて保管をしているということでござ

います。右下の写真のような容器にと畜日ごとにまとめて保管をして処分をしております。こういった手順については、と畜場におけるSSOPが作成をされておりました、点検記録も取っております。

6 ページ目が、国内と畜場における検査の状況でございます。平成17年度からの12か月齢以上のめん羊及び山羊を対象とした検査結果となっておりますけれども、御覧のとおり、陽性数が全てゼロとなっております。ちなみに平成13年からは24か月齢以上のめん羊を対象に、ウエスタンブロットによるサーベイランスを実施しておりますけれども、この結果についても陽性件数はゼロということでございます。

次のページが最後になりますが、「国境措置、諸外国の状況」でございます。まず、EUにおいてはTSEのサーベイランスが実施をされておりますので、その結果について、お示しをしているというものでございます。黄色い帯の部分に記載しておりますけれども、TSE陽性となったもののうち幾つかについてはBSEの判別検査が行われておりました、これまで2002年にフランス、あと1990年にイギリスでそれぞれ死亡又はと畜をされた年代でありますけれども、山羊で2頭BSEが確認をされているという状況でございます。米国、カナダも参考につけておりますけれども、TSEのサーベイランスの結果はこのような状況になっております。

資料はありませんけれども、めん羊と山羊の輸入実績については、輸入停止前のBSE発生国からの生体輸入の実績があるのは、米国とフランスのみでございます。米国からは山羊が平成10年に16頭、平成11年に21頭ということでございます。フランスからは平成10年に羊17頭、山羊12頭が輸入をされているということでございます。最近ニュージーランドからめん羊のみ輸入されておりました、平成24年～26年の3年間の実績としては77頭ということで、これらが生体の輸入状況ということでございます。

肉類等の輸入実績につきましては、平成24年からの直近3年間の速報値になります。めん羊はほぼオーストラリアとニュージーランドから、これはいずれもBSE発生国ではありませんけれども、約5万6,000トン、山羊はオーストラリアからの輸入がほとんどで約950トンが輸入されております。BSE発生国からの輸入禁止前の2001年からの3年間の輸入実績としては、めん羊については約7万8,000トンということで、オーストラリアとニュージーランドからほとんどであります、わずかながら米国、フランス等から数100トン程度の輸入があるというものでございます。同じく、山羊についてはBSE輸入国からの輸入禁止前の3年間においてもオーストラリアから約450トン程度、また、規模が全然違いますが、フランスからは数100キロの輸入実績がございます。

ただいま御説明したとおり、めん羊と山羊については、輸入禁止前に米国やフランス等からの輸入実績があり、そういった国から、輸入解禁の要望があるという状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

次に、事務局に資料を用意してもらいましたので、事務局から説明をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、説明をさせていただきます。資料1を御覧いただければと思います。先ほどの厚生労働省からの説明にもございましたけれども、これまでに山羊2頭でBSEが確認されているということで、その確認された山羊のBSEについての詳細を取りまとめたものが資料1になります。簡単に御説明をさせていただきます。

「山羊におけるBSEの野外発生例について」ということで、EUにおいては山羊2例のBSE感染が報告されております。めん羊へのBSE感染は、確認されておられません。2015年6月現在、野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染例は、世界的にもこの2例のみとされております。この2頭の野外発生例の概要について、下に簡単に表をまとめております。

まず、フランスで1頭が確認されております。こちらは2000年3月生まれということで、と畜されたのが2002年10月、2歳7か月で、確認されたのが2005年ということです。イギリスでも1頭が確認されておまして、誕生年が1987年、死亡年が1990年で約3歳、確認が2009年です。それぞれの症例について、下に簡単に詳細をまとめております。

まず、フランスの症例ですけれども、2002年にフランスでと畜された山羊が、初のBSEの山羊への野外感染例として2005年に報告されております。詳細は以下のとおりとなっております。フランスにおいて1990年以降に臨床症状を呈しBSE陽性と診断された、めん羊及び山羊216検体並びに2002年及び2003年のアクティブサーベイランスでTSE陽性と診断された山羊222検体の計438検体について、BSE感染の有無に関する再調査が行われました。

ウェスタンブロット及びELISAによる解析で2002年にと畜された山羊の1検体は、BSEを実験感染させためん羊、山羊と類似の結果を示したことからBSE疑い例とされました。この山羊とBSEを実験感染させためん羊、スクレイピー野外発生山羊の脳乳剤を、野生型マウス及び遺伝子改変マウスに脳内接種し、潜伏期間、脳の病理組織学的所見及びPrP^{Sc}分布パターンを比較しました。当該山羊脳乳剤を接種したマウスとBSE実験感染めん羊脳乳剤を接種したマウスは同じ特徴を示しましたが、スクレイピー野外発生山羊脳乳剤を接種したマウスとは明らかに異なっていたということです。上記の結果に基づきまして、本症例はBSEの山羊への感染と判断されております。

もう一事例、イギリスの症例になります。イギリスにおいて1984年～2002年の間にスクレイピーと診断された山羊26検体につきまして再調査を行ったところ、詳細なIHCの比較検査により1990年に死亡した山羊1例がBSE疑い例とされました。この山羊とスクレイピー野外発生山羊、スクレイピー野外発生めん羊、BSE実験感染山羊、BSE実験感染めん羊及びBSE野外発生牛の脳乳剤、この山羊につきましてはパラフィン包埋組織しか材料が残っていませんでしたので、包埋組織から調製したものになりますけれども、脳乳剤を野生型マウス及び遺伝子改変マウスに脳内接種し、その性状を比較しました。

当該山羊脳乳剤を接種したマウスの病理組織学的所見及びPrP^{Sc}分布並びにウェスタンブロットの結果は、BSE実験感染めん羊及び山羊の脳乳剤を接種したマウスの結果と類似していましたが、スクレイピー野外発生めん羊及び山羊の脳乳剤を接種したマウスの結果と

は異なっていた。また、VMマウスへの継代の結果も、BSEプリオンとの類似性を示していた。上記の結果に基づき、本症例はBSEの山羊への感染と判断されております。

説明は以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

これまでの牛のBSE対策の見直しについて審議を行ってまいりましたけれども、めん羊及び山羊についての審議は初めてということになります。この諮問案件についてもこれまで同様、慎重に審議してまいりたいと考えております。ただいまの厚生労働省及び事務局からの説明について、今後十分に議論を深めるためにも積極的な御質問あるいは御意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○横山専門委員 厚生労働省のほうから、と畜場におけるサーベイランスの結果がお示されたのですが、農水省のほうでも農場で死亡しためん羊、山羊のサーベイランスを行っております。その結果もあわせて提示する。またはそこで実際にはスクレイピーが何例か見つかっているのですが、その判別を行ったところ、BSEプリオンではないというような結果を既に出しておりますので、この結果は国内でも従来型のスクレイピーというのは存在するけれども、めん羊及び山羊へのBSEの感染が起きていないということをサポートする資料になるのかなと思いました。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○筒井専門委員 これはわかれば結構ですが、厚労省に御提示いただいたEUのサーベイランス結果ですが、山羊のいわゆるTSE陽性頭数が検査頭数に比べて近年増えているような結果が出ているのですが、この点は何かそういったバックグラウンドの情報等がありましたら、教えていただきたいと思いました。もし今わからなければ結構です。

○三木輸入食品安全対策室長 おっしゃるとおり、EUのサーベイランスの結果を見ますと、TSEについて、このめん羊や山羊については、2006年は大体0.3%ぐらいだったのが、めん羊については余り変わっておらず、2011年で0.4%、2013年で0.3%ですが、やはり山羊が2012年で0.9%、2013年で1.4%と若干割合が高くなっています。申し訳ありませんが、バックグラウンドまでは把握しておりません。

○筒井専門委員 検査システムが変わったとか、そういうことではないでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 それはないとは思いますが、必要であれば確認をしてみます。

○村上座長 ほかにございませんか。

確認ですが、諮問内容というのはスクレイピーについての評価ではなくて、BSEについての評価というお考えでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 そのとおりでございます。

○村上座長 この点はよろしいでしょうか。ほかにありませんか。

○山本専門委員 1つ質問です。SRMが全月齢の脾臓及び回腸となっていて、回腸という全

体を指しているのですけれども、特定の部位とか長さとか、そういうのを示すことはしなくてよろしいのですか。

○三木輸入食品安全対策室長 回腸は小腸末端の回盲腸ひだの間膜がある部分で、おおむね30cm程度ということですが、写真がございまして、委員の方に回覧させていただきたいと思います。

お手元にお配りをいただきましたのが山羊の内臓の写真になりますけれども、4枚ある写真のうち、回盲腸ひだというのが、右の上の写真で黄色く網かけをしている間膜の部分でございまして、これにくっついている部分、左下の青い部分が回腸ということでございます。これが大体長さがおおむね30cm程度ということで聞いてございます。この部分をSRMとするということでございます。

○山本専門委員 日本がこれをSRMに指定した場合に、輸入のときに相手国に対してもこれを課していくということになるかと思うのですけれども、その辺は世界的にできるかどうか、そういう措置がちゃんとできるような体制はとれているのですか。

○三木輸入食品安全対策室長 そこは管理措置の話につながる部分ですけれども、ヨーロッパはこの部分をSRMとしておりますので、私も直接は見たことがないのですが、ドラムで腸を分離する際に、このひだの部分があるので、ちょうどその部分が切れてしまうということを知っていますので、管理的には問題なくできるのではないかと考えております。

○村上座長 どうぞ。

○永田専門委員 以前問題になったのかもしれませんが、結局このBSEの発症は牛と全く同じようなメカニズム、同じような原因で発症したのだと思って良いのですか。

○横山専門委員 詳細な原因はわかりませんが、恐らく同じように肉骨粉、牛に給餌されていた飼料が山羊にも与えられた結果だろうと考えられています。

○村上座長 ほかにございせんか。

BSEに限っての評価を諮問されているということでございますけれども、前提として、そのスクレイピーについてはヒトへ感染しないと考えられてきていますが、ヒトへの感染の可能性を示す知見があるかどうかということについてはいかがでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 お答えさせていただきます。スクレイピーのヒトへの感染の可能性ということでございますが、昨年5月に私どもが開いた薬事・食品衛生審議会のTSE部会においては、ヒトに対する感染は考えがたいだろうという見解となっております。

その後、昨年12月に『Nature Communications』で論文が出されていますが、これはスクレイピーのプリオンを、ヒト遺伝子を過剰発現させたマウスの脳内に接種して感染性を見るというような実験でございまして、1代目では臨床症状は認められなかったが弱いながら感染が認められ、2代目では少数で臨床症状がみられ感染も認められたという結論でございまして。ただ、筆者、これを書いたフランスの方もスクレイピーが新たな公衆衛生上の脅威となるものではないというような結論づけをしているところでございます。

この論文に関してはTSE部会の部会長からも、TSE部会として何らかの見解を出したほう

が良いのではないかという意見を頂いておりまして、まだ全員の見解を頂けているものではないのですが、基本的には接種経路が脳内であることや、過剰に発現させていたということなどから、本論文で経口摂取でのヒトの感染のリスクが高まったということはなかなか言いがたいといった御意見は頂いているところでございます。

○村上座長 ありがとうございます。

これについて何か御質問、御意見はございませんか。

スクレイピーの感染が疑われる食肉は流通しないと考えてよろしいでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 と畜場法においても伝達性海綿状脳症は対象疾病としてありますので、臨床症状を示すような動物が来れば、と殺禁止であるとか、解体禁止という措置で市場には流通しないというような措置がとられております。

もう少し御説明しますと、家畜伝染病予防法で伝達性海綿状脳症が対象疾病となっております。家畜伝染病予防法の対象疾病はと畜場法で、平成15年の改正時にすべからく対象となるというような形で連動していますので、ヒトへの感染性というよりは、動物衛生の関係で、と畜場でも念のために確認をしているというふうな流れになってございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにご覧いただけますか。よろしいでしょうか。

それでは、三木室長、ありがとうございます。この後にまた質問あるいは追加の資料などが必要となりました場合には、御対応をよろしくお願いいたします。

それでは、今後、諮問されました件について審議していくこととなりますけれども、本日、事務局に資料を用意してもらいましたので、説明をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、説明をさせていただきます。資料2を御覧いただければと思います。こちらはめん羊及び山羊のBSE対策の見直しに係る評価書(骨子案)ということで、今後の評価の御参考になればと思ひまして、これまで評価してきた牛の評価書の項目を基本的に落とし込んだものになります。簡単に御説明をさせていただきます。

「Ⅰ. 背景」といたしまして、「1. はじめに」、「2. 諮問の背景」、「3. 諮問事項」などを記載する。

「Ⅱ. 評価に向けた経緯」とありますけれども、こちらは牛では記載のなかった部分ではありますが、「1. めん羊及び山羊におけるプリオン病のヒトへの感染リスク」、「2. 評価対象」、「3. 本評価の考え方」ということを書いていく。

「Ⅲ. BSEの現状」という部分で、まず、牛におけるBSEの発生頭数の推移、世界でのめん羊及び山羊におけるBSE発生頭数の推移、BSEの検査体制、各国のSRM、各国の飼料規制等々について記載をしていく。

「Ⅳ. 感染実験等に関する科学的知見」ということで、「1. BSEプリオンの経口感染実験による知見」。それらによる「(1) 異常プリオンたん白質 (PrP^{Sc}) とBSEプリオン感染性の体内分布」、「(2) BSEプリオン投与量と発症率及び潜伏期間」、「2. ヒト型トランスジェニックマウスを用いた感染実験による知見」といった感染実験に係る科学的知見を整

理していく。

「V. めん羊及び山羊の感染状況」といたしまして、「1. 飼料規制等の概要」、「BSEサーベイランスの状況」、「BSE発生状況」。

「VI. SRM及び食肉処理」ということで、「1. SRM除去」、「2. と畜処理の各プロセス」、「3. その他」。

最後に「VII. 食品健康影響評価」という形で、骨子案として今回作成させていただいております。こちらの骨子案はこの項目に当てなければならないというものではもちろんございませんので、これらの項目に加えまして、知見を整理すべき項目等がございましたら、ぜひ御意見等を頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から評価書の骨子案について説明がありました。今後骨子案をもとに本評価の考え方、関連する知見を整理して評価を行っていくということになるかと思しますので、骨子案について、まずは御意見、御質問を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。よろしいですか。

御覧のように、IIのところまでをめん羊及び山羊におけるプリオン病のヒトへのリスクということで包括的に評価あるいは検討をした上で、III以降はBSEのみの記載という形になっておりますが、こういったことでよろしいでしょうか。

○水澤専門委員 前のBSE関連の報告のときには、ヒトの変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病の状況というのもあったように思うのですが、最終的に問題になるのはそこだと思いますので、この項目は非常によくできていると思うのですが、例えば「III. BSEの現状」のところにはBSE及び変異型CJDの現状として、4か5か6の辺に状況を入れていただいたら、非常に良いのではないかと思います。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

○筒井専門委員 すみません、確認をさせてください。IIの1のところ、めん羊、山羊におけるプリオン病のヒトへの感染リスクということで、ここはスクレイピーも合わせて一度整理をするというイメージでよろしいのでしょうか。

○村上座長 どうぞ。

○田中課長補佐 まずはスクレイピーを含めた形で、プリオン病のヒトへの感染リスクについて整理した上で、評価対象について御審議をいただくような形で作成をしております。

○村上座長 もちろん、そのほかのものもあれば、ということですね。

○水澤専門委員 IIの1ではBSEは外れるわけですね。つまり、BSEプリオンについては、今回本文で議論をするので、IIのところに入ってくるプリオンで、ここでリスクとして判定できてしまうようなものではないですね。そういう理解で良いのでしょうか。めん羊及び山羊におけるプリオン病と書いてあるのですけれども、私はプリオン病が、当然ですけれども、主には専らスクレイピーと思ったのですけれども、そうではなくて、例えば今回

議論するBSEプリオンはもうⅡの1に入ってきてしまうということですか。

○横山専門委員 このⅡのところでは、めん羊、山羊に感染したスクレイピー又はBSEその他のプリオンも含めて全部評価をして、今BSEがヒトへの感染する危険性があるということでⅢ以下の項目が決められていると思うのですけれども、ここでの検討によってスクレイピーもやはり評価しなければいけないということになれば、このⅢ以降にもスクレイピーの現状などの項目が増えてくるという考え方で良いのではないのでしょうか。

○本山係長 事務局としては、今、横山先生がおっしゃられたとおりに考えており、その評価対象については是非御議論いただければと考えての案となっております。ですので、調査会での御審議を踏まえて、また必要があれば、骨子案は幾らでも変更していただければと考えております。

○水澤専門委員 私ももともとどちらでも良いというか、文章に出てきたときの問題になってくると思いますので、いずれにせよBSEが山羊とかめん羊にも感染しているという現状を踏まえて、スクレイピーだったら大丈夫と言われていたけれども、もう一回きちんと見直しましょうというのが骨子になりますね。ですので、そう思っただけですけれども、これは前文に当たるところだと思いますが、そこに書かれているのは良いと思います。

○村上座長 ありがとうございます。認識にずれがあってははいけませんので、まずは厚生労働省の諮問はBSEではございますけれども、そのほかに対象動物としてのプリオン病について、ヒトへの健康影響がないかどうかということは検討しておく。そして、その次の段階として、もしBSEのみを評価の対象とすることになればですけれども、Ⅲ以降については、BSEの評価をしていくという骨子だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。事務局としては、牛のBSEの評価のように、国別に評価を行っていくという必要性についてはいかがでしょうか。

○田中課長補佐 そちらにつきましても、今後の評価をどう行っていくかという点になってくるかと思しますので、ぜひ先生方から御意見をいただければと考えております。

○村上座長 いかがでしょうか。

○筒井専門委員 恐らく一つ引っかかってくるのが飼料規制等の問題だと思うのですけれども、恐らくこれまで評価した国の中では一通り飼料規制については検討してきているところで、特段その飼料規制が問題ありとした国が、私の知る範囲ではなかったと思っておりますので、現状において、これからまた評価をしたときに飼料規制が問題になったときには別としても、これまでのところについてはそういった国はなかったので、一括をしても特段大きな問題はないのかなと私自身は思っています。

○村上座長 これは感染経路の問題になってくるのかもしれませんが。そういう飼料規制で大丈夫だという認識で良いということでしょうか。よろしいですか。

○水澤専門委員 そういう規制のほうの状況と関係するのでしょうかけれども、Ⅲのところにあるように、各国の発生頭数とか実際にめん羊を産業として扱っていて、どれくらいの頭数があるのかといったことが各国で違ってくるのではないのでしょうか。条件はかなり違

ってくると思うので、このⅢのところあたりが今はもう既にそういう情報があるのですから、それがかなり違うのであれば、やはり区別するようなことになるのではないかという気がしますけれども、どうでしょうか。

○村上座長 先生方、いかがでしょうか。

○山本専門委員 水澤先生がおっしゃっているのは、めん羊、山羊におけるBSEの発生状況というわけではなくて、スクレイピーがバックグラウンドとして、どれくらい発生しているかの状況が違っていると、そういうことをおっしゃっているのですか。

○水澤専門委員 そういう意味です。

○山本専門委員 そうするとⅡの1. のところで少し、各国ごとに整理しておく必要があるのかなという気はいたします。

○水澤専門委員 さっきの飼料規制というのはBSEのほうだと思うのですが、Ⅲのほうでもそういうのが影響してくるかもしれないという気はしています。

○山本専門委員 気になっているところがあるのですが、諮問内容で国境措置のところ、食品健康影響評価を受けた国からのめん羊及び山羊の肉及び内臓の肉ということになっているのですが、これは次々と増えていく話になるのですが、最初にこの評価をするときにはどこまでというような評価をするのか。それとも、もう今後そういう形で評価をしていくところに関しては、同じような考え方で適用できるから良いと考えていくのか、なかなか難しいかなと思っています。今までの評価をしたところという考え方でよろしいのですか。厚生労働省としては、これからもBSEの諮問が続くわけですね。

○三木輸入食品安全対策室長 BSEの諮問をさせていただければ、評価を今していただいていますので、そういう意味ではBSEの安全性の評価が終わった国がこれからも増えていくということにはなるかと思えます。

○山本専門委員 そうすると一定条件でBSEの安全性をクリアしている国については、今後再評価をする必要がないみたいな評価の仕方をするのか。その辺は考えておかないといけないのかなという気がします。

○筒井専門委員 ジェネラルの部分と各国の部分はどう分けるかというところですね。ここに書いてあるように、Ⅲに各国のBSE検査体制だとか特定危険部位の除去というところが、いわゆる「各国の」と書いてあります。それは恐らく、とりあえず今までのところは再確認しようという意図のように私は感じたのですが、その中で例えばサーベイランスがどうなっているのかという情報くらいは最低限の確認をする必要があるだろうし、SRMの除去、こういった肉の扱いについても、どこまでやるかは少し検討する必要があるとは思いますが、情報がなければ、あえて個々に確認をするというようなことも必要になってくるのかなという気はいたします。

○村上座長 評価済みイコール輸入ということではなくて、今後、国ごとに条件をつけていかざるを得ないということですね。

○山本専門委員 輸入のときの条件というのは、厚生労働省のほうで考えると思うのです

けれども、基本的にリスク評価の対象になっている国は既にBSEの評価が終わっている国ということでまずは考えていくことになったときに、今後の対応も少し考えておいて、この部分については新たに諮問が来ても、こういう情報をちゃんと提供してもらおうというような形で枠組みをつくっておけば、ある程度は対応できるのかなと思っております。

○姫田事務局長　むしろ御議論の中でまず一つは、厚労省の言うように現時点で評価済み国という枠組みで全部その後も評価済み国が増えれば、自動的にという考え方で、もう一つは当然、新たな評価国からは、牛肉のリスク評価の諮問が来るわけなので、そのときにあわせて確認しておくという手と2つあると思います。そこは御議論の中でどうするべきか、ということだと思います。

○山本専門委員　今回の議論でやりやすいとしたら、もう既に評価されている国をまずは限定して、そのSRMの除去の仕方とか飼料規制をめん羊と山羊でどうしているかを確認した上で評価していくということになろうかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○村上座長　いかがでしょうか。

○筒井専門委員　確認ですけれども、厚生労働省さんからの諮問の中で「食品安全委員会のリスク評価を受けた国からの」と書いてあるのですけれども、これはこれまで受けた国という理解なのですか。それとも今後も受けたときには、これは自動的に含まれるという理解なのですか。

○三木輸入食品安全対策室長　諮問内容的には、今後も含めてという意味を込めて諮問させていただいているという状況です。今後は、恐らくほぼEUですので、EU加盟国でなくてもスイスのようにEU規則に準じてやっていますというようなところで、あと残っている国もイタリアとかイギリスとか大きなところはありますけれども、それもEU諸国でございますので、そういう意味では管理としては飼料の管理とか、そういうところについては同じ管理がされているといった前提はあるかと思えます。そういった意味で牛の評価をその都度するときにある程度そういった必要なデータをお示しいただければ、そういうのもあわせて、評価済みで既に評価が終わっている国もありますので、そういうのも後で出せという話であれば、そこは整理をして資料は出させていただきます。

○村上座長　わかりました。そういうことでよろしいでしょうか。もしEU以外でも未評価の部分があれば、それはそれで評価せざるを得ないということでしょうか、実態としてはそういうことだということでもあります。よろしいでしょうか。

この骨子案のほかに何か追加する、あるいは新たに検討しなければならない知見、そういったことはありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、進めてまいります。今後の審議の進め方についてでございます。今、御議論をいただきましたけれども、そのような前提を踏まえて、まず評価に当たっては骨子案にもございます評価対象について、プリオン専門調査会として審議をしたいと考えます。厚生労働省からはめん羊及び山羊のBSEについての評価依頼ということでしたけれども、先ほ

ど御議論いただきましたように、プリオン専門調査会としてスクレイピーも含めためん羊及び山羊におけるプリオン病のヒトへの感染リスクを確認した上で、評価対象について御議論、審議を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。そうなりますと、議論をもう少し加えていかなければならないと思いますけれども、まずスクレイピーということ、あるいはスクレイピー以外にもあるかもしれませんが、めん羊あるいは山羊のスクレイピーがヒトへは感染しないと考えられて、また、厚生労働省からの御説明にもありました論文が示唆するようなものですけれども、結論としてはヒトへの健康影響評価については見直す必要性は今のところはないという論文だったということではあります、それ以外にさらにヒトへの感染の可能性を示唆するような知見はあるでしょうか。今のところはないということではよろしいでしょうか。きちんと確定した知見ということが必要だとは思いますが、非定型スクレイピーとか、これはいかがでしょうか。

○横山専門委員 非定型スクレイピーについても、ヒトへのリスクを直接的に証明しているような知見はないと思います。

○村上座長 ほかに先生方から御意見はよろしいでしょうか。

○永田専門委員 ヒトとのリスクに関係ない話なのですけれども、このスクレイピーというのは、増えているのでしょうか。例えばTSE陽性とか言うのですかね。こういうのはスクレイピーの疑いになるのでしょうか。母数がわからないのですが、何か増えているようにも見えますし、リスクがなければどうだって良い話かもしれませんが、きっとBSE等の関心から、どんどん検査して単純に増えていると理解して良いのでしょうか。

○村上座長 先ほどの厚生労働省の資料の検査結果にも関係することかもしれませんが、そのあたりはいかがでしょうか。

○筒井専門委員 最近のデータを見ていないのですけれども、EUではかなり以前からスクレイピーというのは非常に問題になっていて対策をとってきていますので、それを減らそうとする努力をしてきているはずだと私は理解をしていましたので、近年ちょっと増えているところがなぜかなというのが正直、先ほど質問した経緯なのです。例えば規制を緩めているとか、検査方法が変わったとか、ということがあれば、気にはなるなとは思いますが、質問させていただいたのですが、今後これは少し調べて調査をしていく必要があるのかなとは思っています。私もそこははっきりわかりません。

○横山専門委員 BSEの場合には飼料だけが汚染源ですけれども、スクレイピーの場合、プリオンは中枢神経系だけではなくて、リンパ組織であるとか胎盤にも、胎盤は日本のように群が小さくて分娩管理がちゃんとされていれば、すぐに焼却処分することもできるのでしょうか。胎盤、悪露を子羊がついばんで、経口感染というようなことで、群全体に汚染が広がっているというような危険性はあるかと思えます。

○村上座長　お願いします。

○本山係長　少し戻りますが、筒井先生が最初に御質問されたのは、山羊でスクレイピーが増えているということによろしかったでしょうか。

○筒井専門委員　サーベイランス結果から見たときに山羊が増えているということで、この数字が表れていましたので、少しそこが気になったので質問をしたということです。

○本山係長　今、山羊のスクレイピーが増えているということだったのですけれども、参考資料1の最後のページのEUのサーベイランス結果のところでの御意見だと思います。こちらで山羊のTSE陽性数が2006年～2008年で増えて、一度減って、また増えているという傾向になっておるのですが、国別に確認をしますと、この傾向はほとんどがキプロスの傾向によるものでして、例えば2013年の山羊のTSE陽性1,805のうち1,672がキプロスです。キプロスの国内で先ほど横山先生がおっしゃられたように水平感染といいますか、たまたま流行してしまったのではないかと考えられます。

永田先生がおっしゃられました、スクレイピーが増えているのかという点につきましては、先ほど筒井先生からも御説明がありましたとおり、EUではスクレイピー対策にかなり力を入れております。これまで10年ほど計画的に、例えばスクレイピーに耐性を持っているような遺伝子型のめん羊を増やしてみようという試みですとか、サーベイランスに力を入れていこうですとか、かなり対策をしております、2014年にその成果について科学的意見書を公表しております。

その科学的意見書においては、これまで定型スクレイピーを対象として対策をしてきた成果について記載してしまして、耐性があるような遺伝子型のめん羊を導入すると若干減るといような記載もあるのですが、やはり国によって、先ほど水澤先生がおっしゃられましたとおり、飼養頭数ですとか規模が違っていたり、遺伝子型なども違いますので、少しずつ減っている国もありますけれども、まだまだこれからというように感じになってございます。ですので、やはりBSEの発生状況と、感染症として広がるスクレイピーとは、なかなか同列に並べては言えないのではないかと考えられます。

○村上座長　よろしいでしょうか。あと、スクレイピーは歴史的にはヒトへのリスクという観点ではなくて、畜産の生産上の大きな問題として、その撲滅を図る国が相当あったということだと思います。

ほかにはございませんか。あとはそのほかにスクレイピーあるいはBSE、非定型スクレイピーなど、めん羊及び山羊へのプリオン病で考慮に入れておく必要があるようなものはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この審議についてはただいまの御意見を踏まえて、今後の調査審議を進めていくということになりますけれども、それに当たりまして、これまでBSEについては牛について御審議をいただいてきたということです。それと同じような形で専門委員の先生方に起草委員をお願いして、起草委員の先生方を中心に科学的知見等の確認、あるいは関連するような資料がございましたら、それを加えていただいて、草案をつくっていただきたい

と思います。起草委員につきましては、ヒトへの感染リスクについては八谷専門委員、感染実験等に関する科学的知見については横山専門委員、めん羊及び山羊の感染状況については筒井専門委員、SRM及び食肉処理については山本専門委員に御担当いただくということをお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。起草委員以外の先生方におかれましても、審議の進め方に対する意見や今後議論を進めていく上で参考となる知見、あるいは収集すべき知見などがございましたら、ぜひ事務局に御連絡をお願いいたしたいと存じます。次回以降それらも含めて議論を進めてまいりたいと思います。

続きまして、参考資料2について、厚生労働省から報告をお願いいたします。

○三木輸入食品安全対策室長 参考資料2を御覧いただければと思います。先般、本年6月23日付でオランダの輸入条件について一部改正をいたしましたので、その点について御説明をさせていただきます。

オランダについては既に食品安全委員会のほうから評価の結果をいただいております、ほかの国と同様、30か月齢以下とSRMの除去を中心に評価をいただいているところでございます。ただ、オランダについてはその自国内での管理を踏まえて、評価結果よりも厳しい管理を行ってきたというところでありまして、対日輸出プログラムについてもそのとおりにされてきたというものでございます。基本的には12か月齢以下の子牛と、子牛の内臓肉についてもある程度特定をした形で輸出条件を組んでいたところでもありますけれども、近年のオランダ国内での要望等もありまして、食品安全委員会の評価結果の範囲内で管理措置の範囲を広げるということで、こういう通知に至ったものでございます。

1枚目の表紙を見ていただきますと、オランダといろいろな協議を重ねてきてまして、主な改正内容というところでございますが、こういうような改正内容での対日輸出条件の改正を行ったというところであります。1つは対象品目、対象のものを12か月齢以下の子牛肉と子牛肉の内臓。内臓も頬肉とか腓臓、舌、肝臓、腎臓、心臓及び尾ということで特定をされておりましたが、それを30か月齢以下の牛肉と内臓肉というような改正の内容になっています。オランダはEUですので、当然これらについてはEU規則でも規制をされているというものでございます。

改正の2つ目は、これは非常に単純な改正でありますけれども、これは対日輸出条件の中に日本で輸入が認められているというものについては、フランス、米国、カナダという表現をしていたところでもありますけれども、評価が進んで輸入が再開している国が増えている状況にありますので、日本への牛肉、牛内臓の輸出が認められている国という形で改正をするというものでございます。

具体的には2枚めくっていただきまして、別添1、これは英文のプログラムで、もう2枚めくっていただきますと日本文のものがございましてけれども、ここに下線で示しております部分が、今、御説明した部分であります。こういう部分のみ改正をするということ

で、基本的には食品安全委員会でのリスク評価の範囲内での管理の変更ということでございます。

説明は以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、食品安全委員会での評価の範囲内ということですが、御意見等はございませんか。よろしいですか。

続きまして、参考資料3について、事務局から報告をお願いします。

○大快係員 それでは、参考資料3について御報告させていただきます。前回のプリオン専門調査会でも御報告させていただきましたが、5月24日～29日までフランスのパリで第83回OIE総会が開催されました。その概要について農林水産省が取りまとめ、公表しておりますので、そちらの資料をもとにプリオン専門調査会と関連するBSE関係部分について、改めて詳細を御報告させていただきます。

1点目ですが、1ページ目の「2. 主な議題」(1)②を御覧ください。このたびの総会でキプロス、チェコ、フランス、アイルランド、リヒテンシュタイン、スイスが新たに「無視できるリスクの国」に認定されております。ただし、アイルランドにつきましては、詳細はその後、参考資料4で御報告させていただきますが、「無視できるリスクの国」認定後、定型BSEの発生が確認されて、6月26日付で「管理されたリスクの国」に変更されております。

2ページ目の(2)①を御覧ください。このたびの総会で定型BSEの発生がBSEのリスクステータスに影響しないコードの改正案が緊急に提案されました。この中には非定型BSEを全ての牛群で自然発生する疾病として記載することや、侵入評価の結果にかかわらず暴露リスク評価を実施することなどが含まれておりました。改正案について加盟国に十分な検討機会が得られなかったことへの意見が複数あったため、提案された改正案は全て破棄され見送られることとなりましたが、非定型BSEの発生がBSEリスクステータスに影響を与えないようにするとの提案自体に反対する意見はなかったことから、「BSEリスクステータスの認定に当たっては、BSEから非定型BSEを除外する」の一文のみを挿入するというコード委員会議長の提案が全会一致で採択されたとのことでした。

今後の予定につきましては、今回見送られた内容等について、9月のコード委員会以降、議論が行われると聞いております。

OIE総会についての御報告は以上となります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容について御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて、参考資料4について事務局から御報告をお願いします。

○本山係員 それでは、参考資料4について御報告いたします。先ほどOIE総会の概要でも触れましたとおり、アイルランドにおけるBSEの発生について、6月26日付でOIEへ緊急報

告がなされました。概要について、農林水産省消費・安全局動物衛生課がまとめておりますので、この資料に基づき御報告いたします。

2 ページの一番下、発生地図を御覧ください。アイルランド北東部のラウス州、北アイルランドとの国境からほど近いダンドークの農場で発生が確認されました。

1 ページにお戻りいただきまして、中ほどの発生状況を御覧ください。牛の種類はオランダとドイツの国境付近原産のRotbunt種、またの名をMeuse川、Rhine川、Issel川という3つの川の頭文字からとられたMRI種とも言いますが、こちらは赤と白のまだらの毛色の牛です。アイルランドには1970年代初頭に輸入されており、発生農場はRotbunt種を乳用牛として289頭飼養しておりました。

疫学情報を御覧ください。詳細はこちらに記載のとおりですので割愛させていただきますが、概要を御説明いたします。今回、BSE検査陽性となった牛は2010年1月14日生まれの雌牛で、2015年2月24日（※後日、アイルランドからOIEへの報告が差し替えられ、2015年3月6日に訂正された。）に起立不能となった後に回復し、6月6日に再度起立不能となり、回復が認められなかったため安楽殺されました。安楽殺時点で65か月齢であり、安楽殺前には乳量の減少や神経症状も確認されていたとのことです。

6月9日にBSEスクリーニング検査で陽性が確認され、確定診断のため国立リファレンス研究所と英国にあるEUのリファレンス研究所、こちらはOIEのリファレンス研究所でもございますが、検査材料が送られました。病理組織学的検査、免疫組織化学検査及びウエスタンブロット法が実施され、6月25日に定型BSEとの確定診断がなされております。

当該牛の母牛とさらにその母牛は、過去にどちらも健康と畜牛としてBSE検査が実施されており、いずれもBSE検査陰性でした。また、当該牛と同じ2010年に生まれた群、前後の2009年と2011年に生まれた群のうち、生存していた計63頭と当該牛の産子全4頭がコホート牛として同定されました。合計の67頭についてBSE検査が実施され、6月23日に全てBSE検査陰性が確認されております。BSEのリスクステータスにつきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、OIE総会で認定された「無視できるリスク国」から、6月26日付で「管理されたBSEリスク国」へ変更されております。

こちらの資料にはございませんが、アイルランドの農業・食料・海洋省によりますと、当該牛は食料・飼料チェーンには入っていないとのことでした。

御報告は以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容について御質問等はございますでしょうか。

○山本専門委員 2001年で完全飼料規制をやってから9年、10年近くたって、こういう牛が出てきたわけですけども、その農場での飼料の管理の仕方についての情報は入っていますでしょうか。それとか、その農場での過去の発生事例の情報があれば、教えてください。

○本山係長 ただいま御質問いただいた件につきまして、こちらの資料には記載がござい

ませんけれども、アイルランドのほうで公表しております資料で、この農場については2002年にもBSEが確認されております。ただ、この時点でそのときに飼養されていた牛は全て淘汰をされまして、残っていた飼料などにつきましても全て廃棄がされたとなっております。

一方で、報道情報にはなるのですけれども、アイルランド当局の人の話として、きれいな飼料には切り替えたのだけれども、もしかしたら、どこかに古い飼料が例えばこびりついていて、混ざったというようなことがあり得るかもしれないと。今、山本先生がおっしゃられたように飼料規制後からかなり年月がたつてはおりますが、飼料規制後のBSE陽性牛、いわゆるBARBについてはほかの国でも起こっていると。アイルランドだけが特別ではないというようなコメントも発表しております。

○山本専門委員 ありがとうございます。

○村上座長 いかがでしょうか。感染源については、公式には不明または現在も調査中という状況にあります。御議論のありましたように、2010年1月ということなので、10年近く、9年ですか。いわゆるBARBの牛ということになりますけれども、2013年10月評価におきましては、アイルランドでは11頭のBARBが確認されていましたが、飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断をしております。

また、2013年10月評価においては、アイルランドの牛群のBSE感染状況下では、30か月齢以下の牛で中枢神経組織中に異常プリオンタンパク質が検出可能な量に達する可能性は非常に低いということ。また、30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛の内臓、これはSRMを除きますけれども、その摂取に由来するBSEプリオンによるヒトでのvCJD発症は考えがたいと評価しております。

このような評価を踏まえて、30か月齢の輸入月齢制限とSRMの除去が輸入条件になっているということで、現時点でアイルランド産牛肉等のリスクは無視できるとしておいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

○山本専門委員 30か月齢以下に限ってということですね。

○村上座長 そうです。

ほかにございませんか。よろしいですか。SRMが除去された30か月齢以下ということでは、現時点で輸入されているアイルランド産牛肉等のリスクについては無視できるということで、本件については議論をまとめたと思います。

予定されました議事につきましては、一通り御議論いただきました。事務局から、ほかにございませんでしょうか。

○田中課長補佐 ございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。次回につきましては日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。